

平成十二年度における介護保険制度に係る保険料、介護保険事業に要する費用の負担等の臨時特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるための保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制が十分に整備されていない状況にかんがみ、平成十二年度について、介護保険の保険料、介護給付費納付金及びその納付に要する費用に充てるための医療保険の保険料等、介護保険事業に要する費用の負担等に関する介護保険法、健康保険法その他の医療保険各法、地方税法等の特例を定めるものとする。

(第一条関係)

1

第二 介護保険法の特例

一 保険料に関する特例

平成十二年度については、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)は、介護保険法第二百二十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号被保険者から保険料を徴収しないこと。

(第二条関係)

二 介護給付費納付金に関する特例

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に係る平成十二年四月一日の属する年度(以下「特例年度」という。)については、介護保険法第五十条の規定にかかわらず、支払基金は、医療保険者から、介護給付費納付金(以下「納付金」という。)を徴収しないものとし、医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収し、納付金を納付する義務を負わないものとする。

(第五条関係)

三 介護保険事業に要する費用の負担に関する特例

- 1 平成十二年度における介護給付及び予防給付に要する費用に関する国の負担の割合は、介護保険法第二百一十一条第一項の規定にかかわらず、百分の七十五とすること。
(第七条関係)
- 2 平成十二年度については、国は、介護保険法第二百二十二条第一項の規定にかかわらず、市町村に対し、調整交付金を交付しないこと。
(第八条関係)

- 3 平成十二年度については、支払基金は、市町村に対し、介護給付費交付金を交付しないこと。

(第九条関係)

2

4 平成十二年度においては、市町村は、政令で定めるところにより、次の から までに掲げる場合における同年度に係る当該 から までの額及び政令で定める費用の額に相当する額を、一般会計から、介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこと。

介護保険法第四十二条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づき条例を定めている場合 当該条例による措置が講ぜられることによる介護給付及び予防給付に要する費用の額（介護保険法及び介護保険法施行法の一部を改正する法律による改正後の介護保険法第二百一十一条第三項に定めるものを除く。）から当該条例による措置が講ぜられないものとして政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用の額を控除した額

介護保険法第六十二条の規定により市町村特別給付を行う場合 当該市町村特別給付に要する費用の額

介護保険法第七十五条の規定により保健福祉事業を行う場合 当該事業に要する費用の額

（第十条第一項関係）

5 国は、政令で定めるところにより、4による繰入金の二分の一に相当する額を負担すること。

（第十条第二項関係）

四 財政安定化基金に関する特例

1 平成十二年度においては、都道府県は、介護保険法第四百七条第一項の規定にかかわらず、財政安定化基金を設けないものとする。 （第十二条第一項関係）

2 平成十二年度においては、都道府県は、介護保険法第四百七条第三項の規定にかかわらず、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収しないものとし、市町村は、同条第四項の規定にかかわらず、財政安定化基金拠出金を納付する義務を負わないものとする。 （第十二条第二項関係）

五 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に関する特例

支払基金は、特例年度に係る介護保険関係業務を行わず、特例年度に係る介護保険関係業務については、業務方法書の認可、予算等の認可及び財務諸表等の承認に係る介護保険法第六十二条、第六十条五条及び第六十六条の規定は適用しないこと。 （第十二条関係）

六 その他

平成十二年度に係る未納医療保険料等がある要介護被保険者等に対しては、当該未納保険料等に関し、介護保険法による保険給付の全部又は一部の支払の差止めについて定める介護保険法第六十八条の規定は、適用がないものとする。

(第十五条関係)

第三 健康保険法その他の医療保険各法の特例

一 介護納付金の納付に充てるための保険料等に関する特例

平成十二年度に属する各月（健康保険法の日雇被保険者にあつては、各日）については、各医療保険者は、介護納付金の納付に要するに費用に充てるための保険料等を徴収しないこと。

（第十七条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十二条並びに第三十五条第一項、第三項及び第四項関係）

二一のほか、平成十二年度について、介護納付金の納付に要する費用に関する国庫の負担、医療保険の保険料額の算定等に関し、医療保険各法の特例を定めること。

(第二章から第八章まで関係)

第四 地方税法の特例

平成十二年度における国民健康保険税については、介護納付金の納付に要する費用に充てるため課する

ことができないうこと。

(第四十一条第一項関係)

第五 その他の関係法律の特例

第二から第四までのほか、日本私立学校振興・共済事業団法、厚生保険特別会計法、船員保険特別会計法及び地方財政法に関し、必要な特例を定めること。

(第九章から第十一章まで及び第十三章関係)

第六 政令への委任

第二から第五までのほか、この法律の適用がある場合における関係法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定めること。

(第四十四条関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。ただし、第二の五は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。